社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や山梨県、甲府市が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。
介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険の財源の内訳（令和６～８年度）

（利用者負担分は除く）

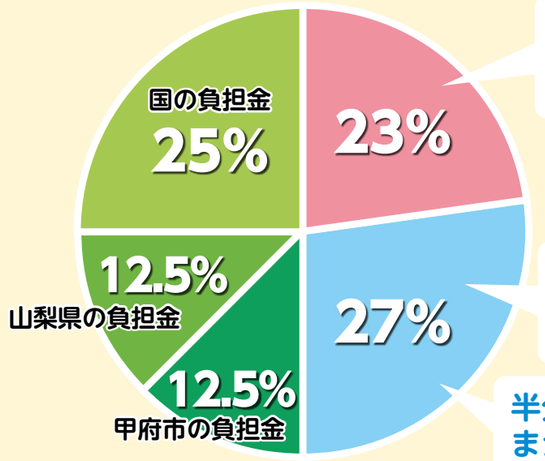

65歳以上の方の保険料

40～64歳の方の保険料

半分が保険料でまかなわれています

65歳以上の方（第１号被保険者）の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、甲府市の介護サービスに必要な費用から算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方

甲府市で必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分（23%）

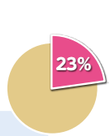

甲府市に住む65歳以上の方の人数 ＝ 甲府市の令和6～8年度の保険料の基準額 77,780円（年額）

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。
介護保険料は、基準額をもとに、本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

●所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方		保険料率	保険料（年額）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が市民税非課税の方		基準額×0.285	22,170円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の公的年金等収入額とそれ以外の合計所得金額※2の合計が	80万円以下の方	基準額×0.485	37,730円
第3段階		80万円超120万円以下の方	基準額×0.685	53,280円
第4段階	市民税課税者がいる世帯で、本人が市民税非課税で前年の公的年金等収入額とそれ以外の合計所得金額の合計が	80万円以下の方	基準額×0.90	70,000円
第5段階		80万円超の方	基準額×1.00	77,780円（基準額）
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額×1.20	93,330円
第7段階		120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	97,220円
第8段階		190万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	101,110円
第9段階		200万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	116,670円
第10段階		290万円以上400万円未満の方	基準額×1.75	136,110円
第11段階		400万円以上420万円未満の方	基準額× 2.00	155,560円
第12段階		420万円以上600万円未満の方	基準額×2.10	163,330円
第13段階		600万円以上800万円未満の方	基準額×2.30	178,890円
第14段階		800万円以上1,000万円未満の方	基準額× 2.50	194,450円
第15段階		1,000万円以上の方	基準額×2.60	202,220円

※1 **老齢福祉年金**　明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 **合計所得金額**　収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

保険料が減免になる場合があります　※毎年申請が必要です

所得段階	減額の対象となる方 ①～④のすべてに当てはまる方（生活保護受給者は除く）	減免後の保険料額
第1段階	①前年中の世帯全員の年間収入合計額が60万円以下 【世帯が2人以上の場合は、1人増えるごとに15万8,000円を加算】 ②市民税課税者の扶養（税の扶養親族、医療保険の被扶養者）でない ③世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下 ④世帯全員が、居住用以外に処分可能な不動産を持っていない	保険料額の12分の5
第1段階 第2段階 第3段階	①前年中の世帯全員の年間収入合計額が120万円以下 【世帯が2人以上の場合は、1人増えるごとに31万5,000円を加算】 ②市民税課税者の扶養（税の扶養親族、医療保険の被扶養者）でない ③世帯全員の預貯金などの合計が350万円以下 ④世帯全員が、居住用以外に処分可能な不動産を持っていない	保険料額の12分の7

※年間収入合計額には、遺族年金など非課税所得となる収入や仕送りなども含みます。また、申請する際は、世帯全員の収入などについての関係機関への調査に同意していただきます。

申請に必要なもの

- 世帯全員の収入を証明するもの（年金振込通知書、源泉徴収票、給与明細、確定申告書の写しなど）
- 世帯全員の預貯金の通帳、医療保険被保険者証、扶養している方の源泉徴収票、資産を証明する書類など
- 印かん（朱肉を使うもの）

※上記のほか、災害等の特別な事情により保険料の減免や徴収を猶予する制度があります。

保険料の納め方

納め方は「特別徴収（年金天引き）」と「普通徴収」の2通りに分かれます。
◆どちらのお支払い方法になるかは、法令等で定められており被保険者の方が選択することはできません。
※天引きの対象となる年金は、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額18万円以上の方➡特別徴収 年金から《天引き》になります

●保険料の年額を、年金支払い月（4・6・8・10・12・2月）の年6回に分けて天引きします。
※7月に年間保険料額が確定するため、年6回の金額は必ずしも均等にはなりません。

仮徴収期間（4・6・8月）は、原則として、前年度（当年）の2月に特別徴収された金額と同額が天引きされます。
※4月に仮徴収額の通知は発送しませんので、ご了承ください。また、金額に変更がある場合は、通知いたします。

年間保険料は、7月に確定します。7月に確定した年間保険料額から仮徴収額を引いた残りの額を10月以降の3回で納めていただきます。仮徴収期間（4・6・8月）で年間保険料を納め終った方は、後から保険料が戻る場合があります。

●普通徴収（納付書または口座振替で納付）の方が特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後（4・6・8・10月のいずれかの月）から保険料が年金天引きになります。（年金天引きの切り替えに伴うお手続きは必要ありません）

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります。
○年度途中で65歳になったとき
○保険料が減額されたとき
○年金が一時差止めになったとき
○年度途中で他の市町村から転入されたとき
○年度初め（4月1日）に年金を受給していなかったとき
○10月から特別徴収が開始になったとき　など

※特別徴収の対象者となった場合は、通知にてお知らせします。
※年度途中で保険料が増額になったときは、増額分を納付書で納めていただきます。

年金が年額18万円未満の方➡普通徴収《納付書または口座振替》で各自納めます

●保険料の年額を、7月から3月の年9回に分けて納期限までに納めていただきます。
●甲府市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
※ただし納期限を過ぎたものは、コンビニエンスストア等では納められません

忙しい方、なかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替をご利用ください。

「金融機関窓口」での手続き

金融機関窓口（市内のみ）にある「甲府市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、甲府市指定の金融機関の窓口へ提出してください。
※介護保険料の納付書、預（貯）金通帳、印鑑（通帳届出印）をご持参ください。

介護保険料の納付書

預（貯）金通帳

印鑑（通帳届出印）

「甲府市役所収納推進課窓口」での手続き

「キャッシュカード」だけで口座振替の申込みができます。「キャッシュカード」を持って、収納推進課窓口（本庁舎3階⑫番窓口）で手続きしてください。
暗証番号を入力していただきますので、ご来庁される前にご確認ください。
※家族、法人カード、生体認証カードでは手続きできません。
※預（貯）金通帳、通帳届出印は必要ありません。

キャッシュカード

申込み後、口座振替開始になるまでの保険料や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めていただきます。

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると
督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

1年以上滞納すると
利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。
申請によりあとから保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。

1年6カ月以上滞納すると
引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

2年以上滞納すると
上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったり**します。

納付が難しい場合は
災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は甲府市の担当窓口に相談しましょう。
減免や猶予が受けられる場合があります。

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

40～64歳の方の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問合せください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。